

「令和元年台風第19号の災害対応に関する緊急要望」の結果について

本市においては、令和元年10月12日から13日にかけて、台風第19号により記録的な豪雨に見舞われ、尊い人命が奪われるとともに、家屋の倒壊、道路の破損等の甚大な被害を受け、市民生活に重大な影響が生じていることから、神奈川県に対し、次のとおり緊急要望を行いましたので、お知らせします。

市長による要望活動

- (1) 実施日 令和元年12月3日(火)午後5時00分
- (2) 要望先 黒岩 祐治 神奈川県知事
- (3) 要望者 本村 賢太郎 相模原市長
- (4) 要望内容 別紙のとおり

問い合わせ先
企画政策課
042-769-8203

**令和元年 台風第19号の
災害対応に関する緊急要望書**



相模原市

本市では、10月12日から13日にかけて、令和元年台風第19号により記録的な豪雨に見舞われ、特に、緑区内の中山間地域においては、土砂崩れや河川の氾濫等により尊い命が奪われるとともに、家屋の倒壊・浸水、道路の損壊等、大きな被害を受け、一部住民が未だ避難生活を余儀なくされるなど、市民生活に重大な影響が及んでいます。

こうした中、関係機関と緊密な連携を図りながら、市民生活及び地域経済の一日も早い再建や、公共施設の復旧など、復興に向けて総力を挙げて取り組んでいるところでございます。

県におかれましては、こうした本市の実情をお汲み取り頂き、様々なご支援をいただき深く感謝申し上げますが、今後の早期復旧等に向けまして、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

令和元年12月3日 相模原市長

本村賢太郎

1 斜面崩壊への対策

大規模な斜面崩壊により尊い人命が失われる甚大な被害が発生し、また、二次災害の危険があることから、現在も避難生活を送っている住民がいるなど、地域住民の安全で安心な生活に大きな影響が及んでいることに鑑み、次の対策について早急に取り組むこと。

- (1) 地域住民の生活に影響が及んでいる斜面崩壊の箇所については、「砂防三法指定区域」や森林法に基づく保安林・保安施設の有無にかかわらず、迅速かつ遺漏のないよう災害復旧工事などの対策を講じること。
- (2) 宅地の裏山における斜面崩壊などに関する地域住民の不安を解消するため、専門的な見地に基づく相談体制の構築等を行うこと。
- (3) 藤野北小学校については、県が管理する水源協定林の斜面崩壊により、代替施設の使用を余儀なくされており、学校運営に大きな支障を来していることから、早急に本格的な地質調査等を実施し、復旧に向けたスケジュールを示すこと。
また、復旧までの間の学校運営等に係る補償等必要な措置を講じること。
- (4) 土砂災害警戒区域外においても斜面崩壊が発生したことから、住民に適切な避難を促すことができるよう、地質や地形のほかに、これまでの災害発生状況や降雨量などの条件を加えた区域指定の見直しを検討すること。
- (5) 急傾斜地崩壊危険区域の指定基準及び指定に基づく対策工事の基準について、県においても国の基準以上の取組をされていることは承知しているが、更なる要件緩和により、法枠工などの必要な対策の推進を図ること。
- (6) 県立陣馬相模湖自然公園等を通る東海自然歩道や関東ふれあいの道（首都圏自然歩道）などのハイキングコース及び、県が所管する林道について早期の復旧に取り組むこと。

2 水害への対策

市内の県管理河川流域では、氾濫などにより各地で被害が発生し、特に緑区を流

れる串川や道志川における被害は甚大であり、住宅の基礎が影響を受けるなど、現在も市民の生命・財産を脅かす状況となっている。また、相模川の河川敷等においても大きな被害が発生していることから、次の対策について早急に取り組むこと。

(1) 堤防、護岸及び管理用通路などの河川施設の復旧、堆積土砂や河道内樹木の除去を早急に進め、河川機能の完全回復に努めること。

(2) 地域住民の自主避難を促すことにつながるよう、河川水位を撮影する相模川のライブカメラを、主要な道路の橋りょう等の目標物が合わせて写る場所にも設置すること。

(3) 本市の伝統的な観光行事の一つである「相模の大風まつり」等の観光行事にも利用されている相模川の河川敷については、流木の漂着などにより活用が困難な状況になっていることから、流木等廃棄物の撤去処分及び河川敷の活用が困難になった箇所を早急な原状回復に取り組むとともに、市が行う復旧に対する支援策を講じること。

また、年間6万人以上が利用する昭和橋スポーツ広場に接する管理通路区域について、早期の復旧を図るとともに、グラウンド面の復旧に対する支援策を講じること。

3 水道施設の強化

重要なインフラである水道施設については、停電時でも機能が損なわれないよう非常用電源を確保するとともに、土砂災害警戒区域内の施設においては、災害発生時に被害が最小限となるよう早急に対策工事を実施すること。

4 経営の再建に係る支援の充実

(1) 商工業者、観光業者については、今回の災害を理由とした事業廃止等を招くことなく、事業再開が迅速かつ円滑にできるよう、県としての役割を十分に踏まえ、本市が実施する事業に対して最大限の措置・協力を行うこと。

県において、令和元年11月21日付けで「生業の再建支援」が公表されたが、今後、同様の措置を行う場合は、県として国が示す上限の支援を行うこと。

(2) 道志川や相模川沿いの多くの民営キャンプ場は、例年、県内外から 1 5 万人以上の利用者が訪れる重要な観光資源となっているが、土砂の流入や河床の浸食等により甚大な被害を受け、運営ができない状況になっていることから、事業再開に向けた支援策を講じること。

(3) 被災した農地、農業用施設等の早期復旧、林道の復旧を含む森林の再生についての取組を支援するため、農林業土木の専門家や技術者の派遣等、災害時応急対応に係る支援体制の更なる充実を図ること。

5 ダム緊急放流時における的確な情報提供等

城山ダムの緊急放流に際しては、放流開始予定時間が度々変更されるとともに、放流開始についての本市への連絡が事後になるなど、市民に大きな混乱を招いたことから、緊急放流における的確な情報提供を徹底すること。

また、市内のダム湖に堆積した土砂の計画的な浚渫により、ダムの機能維持に努めること。

6 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関する支援

(1) 県立相模湖漕艇場の早期復旧

県立相模湖漕艇場は、カナダ代表ボートチームの事前キャンプに利用されることから、早期の復旧に取り組むこと。

(2) 自転車ロードレース競技の開催に向けた準備の協調

自転車ロードレース競技のコースとなる国道 4 1 3 号については、現在、国の権限代行による支援を受けながら、本年度中の完全復旧を目指し、全力で取り組んでいることから、開催に向けて引き続き本市と協調して取り組むこと。

7 復旧等に向けた財政支援

被災者の生活再建やインフラの復旧対策等に係る財政負担の軽減のため、県補助金の補助率等の引上げなど、十分な財政支援を講じること。

相模原市 企画財政局 企画部 企画政策課
〒252-5277 相模原市中央区中央 2 丁目 11 番 15 号
TEL 042 - 769 - 8203 FAX 042 - 757 - 5727
kikaku@city.sagamihara.lg.jp